

## 教育研究中の傷害事故に対応する保険について

本資料は、本学が加入している保険のうち教育研究中の傷害事故に関連する部分についてポイントを取りまとめたものです。必要事項についてはできるだけ記載しましたが保険内容の全てを網羅したものではないことを御承知いただいたうえで参考にしてください。

### 1. 学生の傷害事故 . . . . **学研災**

本学では教育研究活動中における学生の万一の傷害事故に備えて、本学が保険料を負担し平成 19 年 4 月から全学生を学生教育研究災害保険（通称「学研災」）に一括加入させています。

#### (1) 保険の対象となる学生

本学における全員加入の対象となる学生は以下のとおりです。

- ①学部学生 . . . . (前期課程, 後期課程, 研究生, 聴講生, 科目等履修生, 特別聴講生)
- ②大学院学生 . . . . (修士課程, 博士課程, 専門職学位課程, 研究生, 外国人研究生, 特別聴講生, 特別研究学生, 科目等履修生)
- ③その他 . . . . (情報学環教育部研究生, 研究所研究生)

※ 学研災の全員加入の対象とならない者

公開講座受講生, 文部科学省科学技術振興調整費によるプログラム履修生  
学外の研究・実験補助者, PD, 学外の図書館利用者 等

※ 日本学術振興会特別研究員は全員加入には含まれていませんが, 任意 (自費) で加入することができます。

#### (2) 補償を受けられる場合

本学の教育研究活動中の事故により死亡, 後遺障害, 入院, 医師の治療を受けて治療に一定日数を要した場合

##### ①保険金が支払われる事故の範囲

###### 【正課中】

講義, 実験, 実習, 演習または実技による授業を受けている間, 指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故。

###### 【学校行事中】

大学の主催する入学式, オリエンテーション, 卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間の傷害事故。

###### 【学校施設内にいる間】

大学が教育活動のために所有, 使用, または管理している学校施設内にいる間の傷害事故。

### 【学校施設内外の課外活動中】

大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体・サークルの管理下で行う文化・体育活動を行っている間の傷害事故。

### 【通学中・学校施設等相互間の移動中】

大学の正課，学校行事または課外活動・クラブ活動への参加の目的をもって，合理的な経路及び方法により住居と学校施設等との間を往復する間の傷害事故。学校施設等の相互間を移動している間の傷害事故。

※ 上記に該当すれば海外での事故であっても補償が受けられます。

### ②補償を受けることができない主な場合

- (1) 被保険者の故意
- (2) 脳疾患，疾病または心神喪失
- (3) 自殺行為，犯罪行為，闘争行為
- (4) 地震，噴火，津波（観測活動中を除く）
- (5) 戦争，革命，武装反乱，内乱，暴動等
- (6) 核燃料物質の特性による事故（研究・実験中に従事している間の事故を除く）
- (7) 原因のいかなを問わず，むちうち症，腰痛で他覚症状のないもの
- (8) 登山用具を使用しての山岳登山，航空機操縦，スカイダイビング，ハンググライダー等の運動事故（正課活動中，学校行事中，学校施設内は除く）
- (9) 自動車，原付自動車，モーターボートによる競技，競争，練習中の事故（正課活動中，学校行事中，学校施設内は除く）
- (10) 入院を伴わない治療日数が下記以内の場合  
通学中学校施設間移動中 3日  
施設内・学校施設内外での課外活動中 13日  
(正課・学校行事中の事故は1日の治療から補償を受けられます)

### (3) 補償の額

区分	正課中・学校行事中	キャンパス内休憩中・キャンパス内外課外活動中	通学中(特約)・学校施設等相互間移動中(特約)
死亡保険金	2,000万円	1,000万円	1,000万円
後遺障害保険	90万円～3,000万円	45万円～1,500万円	45万円～1,500万円
医療保険 (270日限度)	3千円～30万円	(治療日数14日以上) 3万円～30万円	(治療日数4日以上) 6千円～30万円
	入院の場合，1日につき4千円を加算(180日限度) ※医療保険金に関係なく1日目から請求可能です。		

※ 他の生命保険，健康保険，他の傷害保険，加害者からの賠償金と関係なく請求できます。

#### (4) 保険金の請求方法

学研災では、学生自らが事故の報告及び保険金の請求手続きを行います。

①被災した学生が所属の学部または研究科の学務担当窓口へ事故の報告をして、「事故通知はがき」「学生教育研究災害傷害保険請求書」を入手する。



②事故後 30 日以内に「事故通知はがき」を保険会社へ送付する。



③治癒後に「学生教育研究災害傷害保険請求書」に各種証明印を取り付け、医師の診断書（または治癒状況等報告書及び診察券等の写）とともに東京海上日動保険㈱へ送付する。



保険金が指定口座に入金されます

#### (5) その他

①学生全員に「学生教育研究災害傷害保険 加入者のしおり」を配付しています。しおりには保険金請求等に関する必要事項が記載されていますので内容をよく確認するように指導をお願いします。

②学生が正課、学校行事、課外活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を破損したりすることにより学生が被る損害賠償責任について補償が受けられる「学研災付帯賠償責任保険(学研倍)」にも任意（自費負担）で加入することができます。加入を希望する場合には学部または研究科の学務担当窓口に応し出してください。

③学研災の加入の手続き及び全学のとりまとめは学生支援グループ学生生活チームが行っています。

④学研災の制度に関する質問等は日本国際教育支援協会にお問い合わせください。

日本国際教育支援協会のホームページアドレス <http://www.jees.or.jp>